

〔別紙1〕暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくり促進事業費 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
※市町負担が必要な事業(間接補助事業)の場合、事業者の申請先は各市町となります。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止するには県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出 (完了等から20日以内又は4月10日のいずれか早い方)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。
※市町負担が必要な事業(間接補助事業)の場合、事業者の報告先は各市町となります。

◎補助金の支払い

実績報告が提出され、事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

■資料提出・問合せ先

- | | |
|---|-------------------|
| ■ 東部地区 (鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)
東部地域振興事務所 (〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176) | 電話 : 0857-20-3663 |
| ■ 中部地区 (倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)
中部総合事務所県民福祉局 (〒682-0802 倉吉市東巖城町2) | 電話 : 0858-23-3298 |
| ■ 西部地区 (米子市、大山町、南部町、伯耆町)
西部総合事務所県民福祉局 (〒683-0054 米子市鞆町1丁目 160) | 電話 : 0859-31-9606 |
| ■ 日野地区 (日南町、日野町、江府町)
西部総合事務所日野振興センター (〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1) | 電話 : 0859-72-2080 |

(その他、事業に係る問合せ)

鳥取県庁中山間地域政策課 (〒680-8570 鳥取市東町1丁目220) 電話 : 0857-26-7129